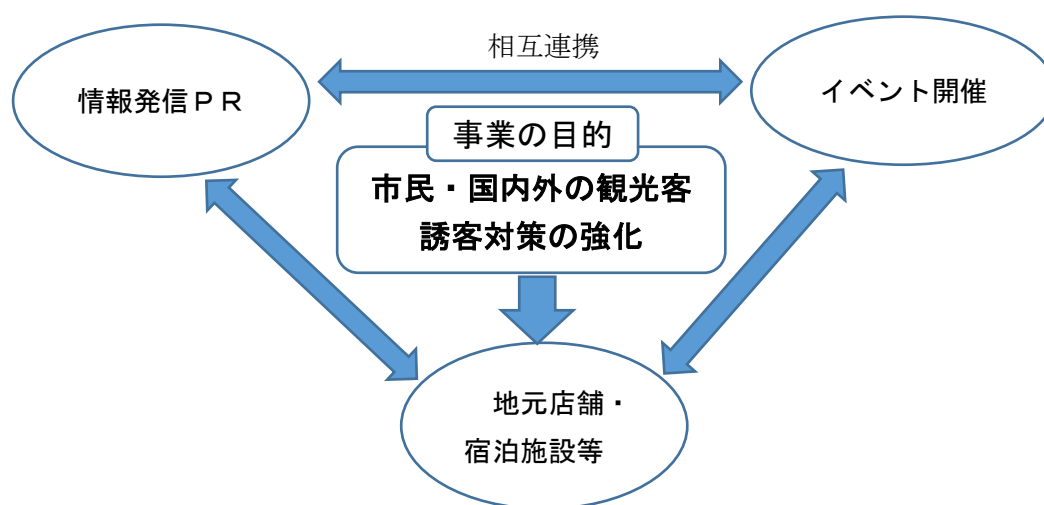


(2) 新型コロナウイルス感染症影響対策イベント・情報発信支援事業

1 目的

市内経済においては、国内外の観光客の落ち込みと市民の外出自粛によって、店舗での買い物や飲食等の消費活動が大きく減退していることから、まずは誘客対策を行うことで、あらゆる消費活動の回復を図ることが急務であると考えられる。その為、各種媒体を活用した事業者の情報発信を促すことで、市内外の誘客につなげ、地元店舗での消費活動を喚起させ、併せて市内イベントの開催を支援することで全国的な誘客を促し、宿泊施設等への波及効果をねらう。

※この事業は、令和2年度に限り実施するものであるが、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて期限を延長できるものとする。



さらに、地元店舗応援クーポン券と連動することで、市内の店舗等が協力して取り組む事業へ本事業の活用を促し、店舗経営者の創意工夫や販売意欲の向上を図り、一層の消費喚起効果を目指すものとする。

<地元店舗応援クーポン券の発行>

(目的)

新型コロナウイルス感染症により、市内で大きな経済損失が生じていることから、市として①市民生活を支援、②市内消費の囲い込み、③経済損失による影響を緩和することで、経済回復を早期に図る。

(実施方法)

- ・市民1世帯当たり5万円まで30%プレミアム付クーポン券を発行する。
- ・電話又はネット予約で5,000円単位で購入可。
- ・発行、販売は富良野商工会議所が行う。
- ・ふらの市内共通商品券の加盟店舗で使用可能
(ただし、大型スーパー、ホームセンター、ドラッグストア等のチェーン店を除く)
- ・クーポン券の販売・利用は、令和2年8月～12月を予定。

2 対象者

- ・ 中小企業団体又は連携中小企業者（主催者に中小企業者が参画していること、構成する中小企業者には農業者又は農業生産法人も含む）

3 対象となる事業

次の2つの事業の両方又はいずれかを実施できるものとする。

【情報発信PR支援事業】

- ・ 国内外及び市内外から誘客を見込むことができる広告宣伝等の事業（チラシ、パンフレット、WEBサイト、SNS、テレビ・ラジオ・雑誌広告等の制作経費、手数料等）に係る経費を対象とします。ただし、地域外からの誘客は、国・道による移動規制等の状況を鑑みて判断するものとする。

【イベント事業】

- ・ イベント開催に必要な経費（感染防止対策に必要な備消耗品、備品レンタル料、会場借上代、外注費など）を補助対象とします。誘客効果を優先するため、イベントの新規性は問いません。
- ・ 次の経費は対象外とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1) 備品購入費（ただし、取得価格10万円未満のもので、リース・レンタルによる使用が困難なものは除く）2) 食糧費（飲食費） |
|---|

- ・ 本事業（イベント）を実施する際には以下の感染拡大防止の取り組みに努めるものとする。
 - ア 3つの密（密閉・密集・密接）の防止
 - イ 飛沫感染・接触感染の防止
 - ウ 移動時の感染の抑止
 - エ 発熱者等の施設への入場防止

4 事業の実施にあたって

- ・ 事業計画・内容については、事業目的の趣旨に沿ったものであるか、事前に市へ相談の上、決定するものとする。
- ・ 他の補助金等の助成を受けたときは、この補助金の対象とすることはできません。
- ・ 補助対象経費の総額が10万円未満となった場合は、この補助金の対象外となります（事業効果が小さいと判断します）。
- ・ 北海道が提唱する「北海道スタイル」安心宣言（7つの習慣化）に取り組む（各種情報媒体によるPRやイベント会場内周知）ものとする。

5 補助金交付の決定

【通常タイプ】

- ・ 市長が認めた補助対象経費のうち 3分の2(千円未満切捨)を補助します。
- ・ 補助金の限度額は、50万円とします。

【クーポン券・商品券連動タイプ】

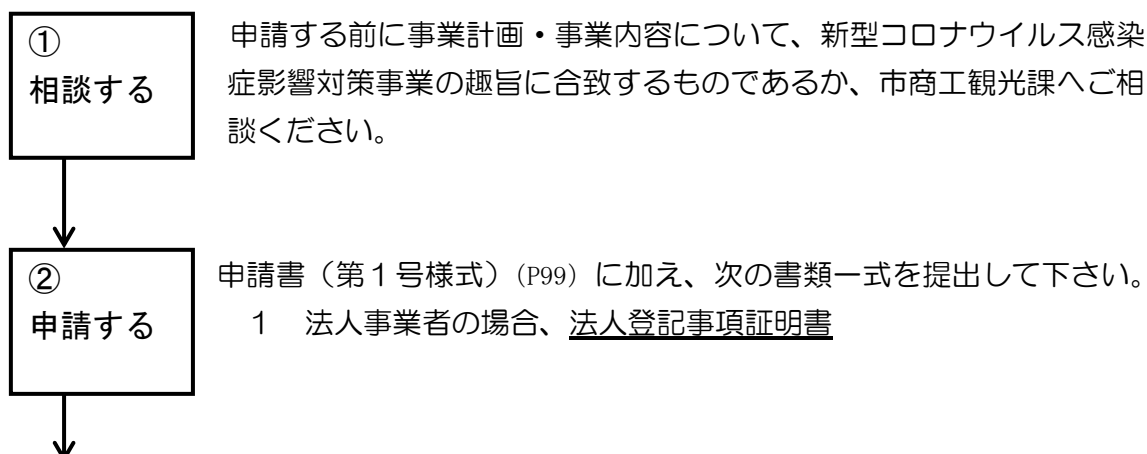
- ・ 地域振興消費拡大推進事業（地元店舗応援クーポン券発行事業）に連動すると市長が認めた広告宣伝の事業については、補助対象経費の 5分の4（上限50万円、千円未満切捨）を補助します。

6 具体的な事業イメージ

<p>(事例A) <u>通常タイプ</u></p>	<p>観光団体によるPR動画作成と誘客キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等を活用し、企業広告にあわせてインバウンド誘客に向けた多言語PR動画の作成 ⇒PR動画作成経費 ・ 宿泊施設と連携してPR動画視聴顧客の取り込みの為のキャンペーンイベントの企画・実施に係る経費 ⇒イベント周知の為のチラシ、WEB広告
<p>(事例B) <u>通常タイプ</u></p>	<p>商工団体・各種組合等によるホームページのリニューアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HPリニューアルにあわせた各店舗独自のクーポン券の発行、はしご酒的なイベントによる売上増加に向けた取り組み ⇒ホームページ構築に係る経費、イベント周知のチラシ折込
<p>(事例C) <u>クーポン券・商品券連動タイプ</u></p>	<p>商店街等による地域住民誘客企画の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元フリーペーパーを活用して、各店舗が地元応援クーポン券を活用したお得なセール運動を行い、地域住民向け誘客活動の取り組み ⇒フリーペーパーへの掲載料、印刷、折込経費

7 申請フロー

※以下に記載のページ数は「令和2年度富良野市中小企業振興総合補助金申請の手引き」のページを記載しています



中小企業団体の場合、団体の所在地、活動内容、予算決算、
団体に加盟している会員がわかる資料

(登記事項証明書は発行して3か月以内のもの、団体資料は直
近のものに限る。いずれも写しでOKです)

2 事業計画書(別記様式)

(イベントの場合はP120を、情報発信の場合はP121を、表題を新型コロナ
ウイルス感染症影響対策イベント・情報発信支援事業 事業計画書に改め
てください)

3 補助金等交付申請額算出調書(第2号様式)(P100)

4 収支予算書(第3号様式)(P101)～市補助金以外について、
金融機関から借入する場合、その額も記入してください)

5 納税証明書(市税の滞納がないことを証明→税務課⑨番窓口へ)

- ・ 証明書は発行して1週間以内のもの、申請者が、申請時点で市
税の納入義務を負わない場合は、証明書の提出は不要です

6 誓約書(手引き追加版:別記様式第2号)

7 納税対応状況申出書(別記様式)(P130)

- ・ 消費税の免税事業者、簡易課税事業者は提出ください

8 「北海道スタイル」安心宣言(申請者の取り組みを記入したもの)

③
補助金の
交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡します。
商工観光課窓口で「補助金交付決定通知書」をお渡しします。

④
事業計画
に変更が
発生した
とき

変更承認申請書(第5号様式)(P104)を提出してください。
変更後の計画内容がわかる事業計画書(申請時に提出したものから
変更箇所がわかるようにしてください)を添付

事業を取り止めたとき

中止・廃止承認申請書(第6号様式)(P105)を提出してください。

⑤
事業が完
了したら

事業が完了したら、完了後1ヶ月以内に

実績報告書(第8号の3様式)(P109)を提出してください。

【添付書類】

1 補助金等交付申請額算出調書(第2号様式)(P100)

2 収支決算書(第9号様式)(P111)

3 領収書の写し

4 事業実績書(別記様式)

(イベントの場合はP120を、情報発信の場合はP121を、表題を新型コ

コロナウイルス感染症影響対策イベント・情報発信支援事業 事業実績書に改めてください)

- 5 その他事業実施の成果物
- 6 成果物の写真
- 7 感染拡大防止の取り組みを実施したことがわかるもの
 - ①「北海道スタイル」安心宣言の掲示がわかるもの
 - ②感染拡大防止の取組がわかるもの（写真・HP・SNS等の画像など）
- 8 その他市長が必要と認める書類

⑥
補助金の
確定

担当職員が書類検査、必要に応じて実地検査をします。
申請どおりの事業内容が確認できれば、市役所で補助金の確定手続を行います。手続がすみましたら、市から連絡します。
商工観光課窓口で「補助金確定通知書」をお渡しします。

⑦
補助金の
請求

補助金の確定通知を受け取ったら、補助金の請求書（第11号の1様式）(P113)、振込先通帳の写しを提出してください。
補助金の振込先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

⑧補助金の振込